地質・土質調査業務
共通仕様書

令和 3 年 10 月

広島高速道路公社

〇適用

本地質・土質調査業務共通仕様書は，広島高速道路公社の発注する地質・土質調査業務に適用する。

なお，本地質・土質調査業務共通仕様書に定めのないものについては，広島県の地質・土質調査業務共通仕様書（令和 3 年 8 月）を適用するものとする。

地質・土質調査業務共通仕様書の適用区分

項目	適用区分
第 1 章　総則	広島高速道路公社版
第 2 章　機械ボーリング	広島県版
第 3 章　サンプリング	広島県版
第 4 章　サウンディング	広島県版
第 5 章　原位置試験	広島県版
第 6 章　解析等調査業務	広島県版
第 7 章　軟弱地盤技術解析	広島県版
第 8 章　物理探査	広島県版
第 9 章　地すべり調査	広島県版
第 10 章　地形・地表地質踏査	広島県版

第 1 章 総則 1
第 1 節 総則（1） 1
第 101 条 適用 1
第 102 条 用語の定義 1
第 103 条 受発注者の義務 4
第 104 条 業務の着手 5
第 105 条 調査地点の確認 6
第 106 条 設計図書の支給及び点検 6
第 107 条 調査職員 6
第 108 条 管理技術者 7
第 109 条 照査技術者及び照査の実施 7
第 110 条 担当技術者 7
第 111 条 提出書類 8
第 112 条 打合せ等 8
第 113 条 業務計画書 9
第 114 条 資料等の貸与及び返却 10
第 115 条 関係官公庁への手続き等 10
第 116 条 地元関係者との交渉等 10
第 117 条 土地への立ち入り等 11
第 118 条 成果物の提出 11
第 119 条 関係法令及び条例の遵守 12
第 120 条 検査 12
第 121 条 修補 12
第 122 条 条件変更等 13
第 123 条 契約変更 13
第 124 条 履行期間の変更 13
第 125 条 一時中止 14
第 126 条 発注者の賠償責任 14
第 127 条 受注者の賠償責任 14
第 128 条 部分使用 14
第 129 条 再委託 15
第 130 条 成果物の使用等 15
第 131 条 守秘義務 15
第 132 条 個人情報の取扱い 16
第 133 条 安全等の確保 18
第 134 条 臨機の措置 19
第 135 条 履行報告 19
第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 19
第 137 条 低入札価格調査制度 19

第 138 条 行政情報流出防止対策の強化 20
第 139 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置..... 21
第 140 条 保険加入の義務 21
第 141 条 新技術の活用について 21
第 ２ 節 総則（2） 22
第 142 条 用語の定義 22
第 143 条 業務工程表 22
第 144 条 管理技術者 22
第 145 条 担当技術者 22
第 146 条 提出書類 22
第 147 条 成果物の提出 22
第 148 条 履行報告 23
第 149 条 業務成績評定 23
第 150 条 情報共有システム 23
第 151 条 総合評価落札方式 24
第 152 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置..... 24
第 153 条 新技術の活用について 25

第 1 章　総則

第 1 節　総則（1）

第 101 条　適用

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は，広島高速道路公社の発注する地質・土質調査，試験，解析に類する業務（「以下「地質・土質調査業務」という。）に係る委託契約書，調査・設計業務等委託契約約款（以下「契約約款」という。），特約事項及び設計図書の内容について，統一的な解釈及び運用を図るとともに，その他の必要な事項を定め，もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 設計図書は，相互に補完し合うものとし，そのいずれかによって定められている事項は，契約の履行を拘束するものとする。

3. 特記仕様書，図面，共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合，又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが想定される場合，受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

4. 現場技術業務，測量業務及び設計業務等に関する業務については，別に定める各共通仕様書によるものとする。

第 102 条　用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は，次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは，広島高速道路公社の理事長をいう。

2. 「受注者」とは，地質・土質調査業務の実施に関し，発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は，法令の規定により認められたその一般承継人をいう。

3. 「調査職員」とは，契約図書に定められた範囲内において，受注者又は管理技術者に対する指示，承諾又は協議等の職務を行う者で，契約約款第 9 条第 1 項に規定する者であり，総括調査員，主任調査員及び調査員を総称していう。

4. 本仕様で規定されている「総括調査員」とは，総括調査業務を担当し，主に，受注者に対する指示，承諾又は協議，及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。
   また，設計図書の変更，一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における理事長に対する報告等を行うとともに，主任調査員及び調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。

5. 本仕様で規定されている「主任調査員」とは，主任調査業務を担当し，主に，受注者に対する指示，承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理，業務の進捗状況の確認，設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理，関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。
　また，設計図書の変更，一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに，調査員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている「調査員」とは，一般調査業務を担当し，主に，受注者に対する指示，承諾又は協議で軽易なものの処理，業務の進捗状況の確認，設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。
　また，設計図書の変更，一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに，一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。

7. 「検査職員」とは，地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって，契約約款第 31 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。

8. 「管理技術者」とは，契約の履行に関し，業務の管理及び統括等を行う者で，契約約款第 10 条第 1 項の規定に基づき，受注者が定めた者をいう。

9. 「担当技術者」とは，管理技術者のもとで業務を担当する者で，受注者が定めた者をいう。

10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは，地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で，特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。

11. 「契約図書」とは，契約書及び設計図書をいう。

12. 「契約書」とは，委託契約書，契約約款及び特約事項をいう。

13. 「設計図書」とは，仕様書，図面，数量総括表，現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。

14. 「仕様書」とは，共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。

15. 「共通仕様書」とは，各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。

16. 「特記仕様書」とは，共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。

17. 「数量総括表」とは，地質・土質調査業務に関する工種，設計数量及び規格を示した書類（業務委託費内訳表）をいう。

18. 「現場説明書」とは，地質・土質調査業務の入札等に参加するものに対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。

19. 「質問回答書」とは，現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して，発注者が回答する書面をいう。

20. 「図面」とは，入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

21. 「指示」とは，調査職員が受注者に対し，地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し，実施させることをいう。

22. 「請求」とは，発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為，あるいは同意を求めることをいう。

23. 「通知」とは，発注者若しくは調査職員が受注者に対し，又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し，地質・土質調査業務に関する事項について，書面をもって知らせることをいう。

24. 「報告」とは，受注者が調査職員に対し，地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について，書面をもって知らせることをいう。

25. 「申出」とは，受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し，発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。

26. 「承諾」とは，受注者が調査職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について，調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

27. 「質問」とは，不明な点に関して書面をもって問うことをいう。

28. 「回答」とは，質問に対して書面をもって答えることをいう。

29. 「協議」とは，書面により契約図書の協議事項について，発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

30. 「提出」とは，受注者が調査職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し，差し出すことをいう。

31. 「連絡」とは，調査職員と受注者の間で、契約約款第２条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容に伝達は不要とする。

32. 「電子納品」とは，電子成果品を納入することをいう。

33. 「情報共有システム」とは，調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有するこ

とにより業務効率化を実現するシステムをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。

34. 「書面」とは，発行年月日を記録し，記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。

35. 「照査」とは，受注者が，発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。

36. 「検査」とは，契約図書に基づき，検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。

37. 「打合せ」とは，地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により，業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。

38. 「修補」とは，発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正，補足その他の措置をいう。

39. 「協力者」とは，受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって，再委託する者をいう。

40. 「使用人等」とは，協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。

41. 「立会」とは，設計図書に示された項目において調査職員が臨場し内容を確認することをいう。

42. 「了解」とは，契約図書に基づき，調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して，理解して承認することをいう。

43. 「受理」とは，契約図書に基づき，受注者，調査職員が相互に提出された書面を受け取り，内容を把握することをいう。

第 103 条　受発注者の義務

受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し，所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

受注者及び発注者は，業務の履行に必要な条件等について相互に確認し，円滑な業務の履行に努めなければならない。

第 104 条　業務の着手

受注者は，特記仕様書に定めがある場合を除き，契約締結後 15 日（土曜日，日曜日，祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日及び 8 月 6 日（以下「休日等」という。））を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において，着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため調査職員との打合せを行うことをいう。

第 105 条　調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は，基準となる点について調査職員の承諾を得なければならない。

2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線，送電線，ガス管，上下水道管，光ケーブルその他）が予想される場合は，調査職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い，位置・規模・構造等を確認するものとする。

第 106 条　設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で，調査職員が必要と認めたときは，受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし，共通仕様書，各種基準，参考図書等市販されているものについては，受注者の負担において備えるものとする。

2. 受注者は，設計図書の内容を十分点検し，疑義のある場合は，調査職員に報告し，その指示を受けなければならない。

3. 調査職員は，必要と認めるときは，受注者に対し，図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 107 条　調査職員

1. 発注者は，地質・土質調査業務における調査職員を定め，受注者に通知するものとする。

2. 調査職員は，契約図書に定められた事項の範囲内において，指示，承諾，協議等の職務を行うものとする。

3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は，契約約款第 9 条第 2 項に規定した事項である。

4. 調査職員がその権限を行使するときは，書面により行うものとする。ただし，緊急を要する場合，調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には，受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお調査職員は，その口頭による指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第 108 条　管理技術者

1. 受注者は，地質・土質調査業務における管理技術者を定め，発注者に通知するものとする。

2. 管理技術者は，契約図書等に基づき，地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。

3. 管理技術者は，地質・土質調査業務の履行にあたり，技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり，日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

4. 管理技術者は，調査職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上，相互に協力し，業務を実施しなければならない。

5. 管理技術者は，原則として変更できない。ただし，死亡，傷病，退職，出産，育児，介護等やむをえない理由により変更を行う場合には，同等以上の技術者とするものとし，受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 109 条　照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は，業務の実施にあたり，照査を適切に実施しなければならない。

2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は，次に示す内容によるものとする。
   (1) 受注者は，地質・土質調査業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
   (2) 照査技術者は，照査計画を作成し業務計画書に記載し，照査に関する事項を定めなければならない。
   (3) 照査技術者は，設計図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに，成果の内容については，受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
   (4) 照査技術者は，業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ，照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は，原則として変更できない。ただし，死亡，傷病，退職，出産，育児，介護等やむをえない理由により変更を行う場合には，同等以上の技術者とするものとし，受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 110 条　担当技術者

1. 受注者は，業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は，その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお，担当技術者が複数にわたる場合は，適切な人数とし，8 名までとする。

2. 担当技術者は，設計図書等に基づき，適正に業務を実施しなければならない。

第 111 条　提出書類

1. 受注者は，発注者が指定した様式により，契約締結後に関係書類を調査職員を経て，発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし，業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書，請求代金代理受領承諾書，遅延利息請求書，調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他業務に関する説明の際に指定した書類を除く。

2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは，受注者において様式を定め，提出するものとする。ただし，発注者がその様式を指示した場合は，これに従わなければならない。

3. 受注者は，契約時又は変更時において，委託料が 100 万円以上の業務について，業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき，受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し，調査職員の確認を受けた上で，受注時は契約締結後，15 日（休日等を除く）以内に，登録内容の変更時は変更があった日から，15 日（休日等を除く）以内に，完了時は業務完了後，15 日（休日等を除く）以内に，訂正時は適宜，登録機関に登録申請しなければならない。なお，登録できる技術者は，業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

   また，受注者は，契約時において，調査基準価格を下回る金額で落札した場合，テクリスに業務実績情報を登録する際は，「低価格入札である」にチェックをした上で，「登録のための確認のお願い」を作成し，調査職員の確認を受けること。

   また，登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお，変更時と完了時の間が，休日等を除き 15 日間に満たない場合は，変更時の登録申請を省略できるものとする。

   また，本業務の完了後において訂正又は削除する場合においても同様に，テクリスから発注者にメール送信し，速やかに発注者の確認を受けた上で，登録機関に登録申請しなければならない。

第 112 条　打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため，管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり，業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし，その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し，相互に確認しなければならない。

   なお，連絡は積極的に電子メール等を活用し，電子メールで確認した内容については，必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて，管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし，その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 管理技術者は，仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は，速やかに調査職員

と協議するものとする。

4. 打合せ（対面）の想定回数は，特記仕様書又は数量総括表による。

5. 調査職員及び受注者は，「ワンデーレスポンス」※に努める。
※ワンデーレスポンスとは，問合せ等に対して，1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお，1 日での対応が困難な場合などは，いつまでに対応するかを連絡するなど，速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 113 条　業務計画書

1. 受注者は，契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し，調査職員に提出しなければならない。

2. 業務計画書には，契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
(1) 業務概要
(2) 実施方針
(3) 業務工程
(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画
(6) 成果物の内容，部数
(7) 使用する主な図書及び基準
(8) 連絡体制（緊急時含む）
(9) 使用機械の種類，名称，性能（一覧表にする）
(10) 仮設備計画
(11) その他
受注者は契約図書において照査技術者による照査が定められている場合は，業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。
(2)実施方針又は(11)その他には，第 132 条個人情報の取扱い，第 133 条安全等の確保及び第 138 条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。

3. 受注者は，業務計画書の重要な内容を変更する場合は，理由を明確にしたうえで，その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 調査職員の指示した事項については，受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 114 条　資料等の貸与及び返却

1. 調査職員は，設計図書に定める図書及びその他関係資料を，受注者に貸与するものとする。なお，貸与資料は，業務着手時に受注者に貸与することを原則とし，これに依らない場合は，業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は，貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする。

3. 受注者は，貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い，損傷してはならない。万一，損傷した場合には，受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受注者は，設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 115 条　関係官公庁への手続き等

1. 受注者は，地質・土質調査業務の実施に当たっては，発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また，受注者は，地質・土質調査業務を実施するため，関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。

2. 受注者が，関係官公庁等から交渉を受けたときは，遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第 116 条　地元関係者との交渉等

1. 契約約款第 12 条に定める地元関係者への説明，交渉等は，発注者又は調査職員が行うものとするが，調査職員の指示がある場合は，受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり，受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

2. 受注者は，地質・土質調査業務の実施に当たっては，地元関係者からの質問，疑義に関する説明等を求められた場合は，調査職員の承諾を得てから行うものとし，地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は，設計図書の定め，あるいは調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明，交渉等を行う場合には，交渉等の内容を随時，調査職員に報告し，指示があればそれに従うものとする。

4. 受注者は，地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い，その結果を条件として業務を実施する場合には，設計図書に定めるところにより，地元協議等に立会するとともに，説明資料及び記録の作成を行うものとする。

5. 受注者は，前項の地元協議により，既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には，指示に基づいて，変更するものとする。なお，変更に要する期間及び経費は，発注者

と協議のうえ定めるものとする。

第 117 条　土地への立ち入り等

1. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地，公有地又は私有地に立ち入る場合は，契約約款第 13 条の定めに従って，調査職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
　なお，やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には，直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は，地質・土質調査業務実施のため植物伐採，垣，柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は，あらかじめ調査職員に報告するものとし，報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
　なお，第三者の土地への立ち入りについて，当該土地所有者への許可は発注者が得るものとするが，調査職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は，前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については，設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

4. 受注者は，第三者の土地への立ち入りに当たっては，あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け，現地立ち入りに際しては，これを常に携帯しなければならない。
　なお，受注者は，立ち入り作業完了後 10 日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 118 条　成果物の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは，設計図書に示す成果物を委託業務完了通知書とともに提出し，検査を受けるものとする。

2. 受注者は，設計図書に定めがある場合，又は調査職員の指示する場合は履行期間途中においても，成果物の部分引渡しを行うものとする。

3. 受注者は，成果物において使用する計量単位は，国際単位系（ＳＩ）を使用するものとする。

4. 受注者は、「地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成 28 年 10 月）（以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。「要領」で特に記載が無い項目については，調査職員と協議のうえ決定するものとする。なお，電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】（国土交通省・平成 30 年 3 月）を参考に「電子納品運用ガイドライン【業務編】（広島県・令和 2 年 8 月)」に基づくものとする。

5. 受注者は機械ボーリングで得られたボーリング柱状図，土質試験結果一覧表の成果について，別途定める検定に関する技術を有する第三者機関による検定を受けたうえで，発注者に提出するとともに，発注者が指定する地盤情報データベースに登録しなければならない。

第 119 条　関係法令及び条例の遵守

受注者は，地質・土質調査業務の実施にあたっては，関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 120 条　検査

1. 受注者は，契約約款第 31 条第 1 項の規定に基づき，委託業務完了通知書を発注者に提出する際には，契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し，調査職員に提出していなければならない。

2. 発注者は，地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を連絡するものとする。この場合において受注者は，検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに，屋外で行う検査においては，必要な人員及び機材を準備し，提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

3. 検査職員は，調査職員及び管理技術者の立会の上，次の各号に掲げる検査を行うものとする。
   (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
   (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査
   地質・土質調査業務の状況について，書類，記録及び写真等により検査を行う。
   なお，電子成果品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【業務編】(広島県・令和 2 年 8 月)」によるものとする。

第 121 条　修補

1. 受注者は，修補は速やかに行わなければならない。

2. 検査職員は，修補の必要があると認めた場合には，受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし，その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は意義申立ができるものとする。

3. 検査職員が修補の指示をした場合において，修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。

4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には，発注者は，契約約款第 31 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 122 条　条件変更等

1. 調査職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は，書面によるものとする。

2. 受注者は，設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合，直ちにその旨を調査職員に報告し，その確認を求めなければならない。なお，「予期することができない特別な状態」とは次のものをいう。
   (1) 第 117 条第 1 項に定める現地への立ち入りが不可能となった場合。
   (2) 天災その他の不可抗力による損害。
   (3) その他，発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 123 条　契約変更

1. 発注者は，次の各号に掲げる場合において，地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
   (1) 地質・土質調査業務内容の変更により委託料に変更が生じる場合
   (2) 履行期間の変更を行う場合
   (3) 調査職員と受注者が協議し，地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
   (4) 契約約款第 30 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2. 発注者は，前項の場合において変更する契約図書を，次の各号に基づき作成するものとする。
   (1) 第 122 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項
   (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
   (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 124 条　履行期間の変更

1. 発注者は，受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2. 発注者は，履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても，残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は，履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は，契約約款第 22 条の規定に基づき，履行期間の延長が必要と判断した場合には，履行期間の延長理由，必要とする延長日数の算定根拠，変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4. 契約約款第 23 条に基づき，発注者の請求により履行期間を短縮した場合には，受注者は，速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 125 条　一時中止

1. 契約約款第 20 条第 1 項の規定により，次の各号に該当する場合において，発注者は受注者に通知し，必要と認める期間，地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

　なお，暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については，第 134 条臨機の措置により受注者は，適切に対応しなければならない。

(1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
(2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため，地質・土質調査業務の続行を不適当と認めた場合
(3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不適当又は不可能となった場合
(4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
(5) 第三者及びその財産，受注者，使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
(6) 前各号に掲げるもののほか，発注者が必要と認めた場合

2. 発注者は，受注者が契約図書に違反し，又は調査職員の指示に従わない場合等，調査職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。

3. 前 2 項の場合において，受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については調査職員の指示に従わなければならない。

第 126 条　発注者の賠償責任

発注者は，次の各号に該当する場合，損害の賠償を行わなければならない。

(1) 契約約款第 27 条に規定する一般的損害，契約約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について，発注者の責に帰すべき損害とされた場合
(2) 発注者が契約に違反し，その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 127 条　受注者の賠償責任

受注者は，次の各号に該当する場合，損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

(1) 契約約款第 27 条に規定する一般的損害，契約約款第 28 条に規定する第三者に及ぼした損害について，受注者の責に帰すべき損害とされた場合
(2) 契約約款第 40 条に規定する瑕疵責任に係る損害
(3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 128 条　部分使用

1. 発注者は，次の各号に掲げる場合において，契約約款第 33 条の規定に基づき，受注者に対

して部分使用を請求することができるものとする。
(1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
(2) その他特に必要と認められた場合

2. 受注者は，部分使用に同意した場合は，部分使用承諾書を発注者に提出するものとする。

第 129 条 再委託

1. 契約約款第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい，受注者は，これを再委託することはできない。
(1) 調査業務における総合的企画，業務遂行管理及び技術的判断
(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. 契約約款第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は，コピー，ワープロ，印刷，製本，速記録の作成，トレース，模型製作，計算処理（単純な電算処理に限る），データ入力，アンケート票の配布，資料の収集，単純な集計，電子納品の作成補助，その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受注者は，第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては，発注者の承諾を得なければならない。

4. 受注者は，地質・土質調査業務を再委託に付する場合，書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに，協力者に対し適切な指導，管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。
　なお，協力者は，広島高速道路公社の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者である場合は，広島高速道路公社の指名停止期間中であってはならない。

第 130 条 成果物の使用等

1. 受注者は，契約約款第 6 条第 4 項の定めに従い，発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で，成果物を発表することができる。

2. 受注者は，著作権，特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し，設計図書に明示がなく，その費用負担を契約約款第 8 条に基づき発注者に求める場合には，第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 131 条 守秘義務

1. 受注者は，契約約款第 1 条第 5 項の規定により，業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2. 受注者は，当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ，複写させ，又は譲渡してはならない。ただし，あらかじめ発注者の承諾を得たと

きはこの限りではない。

3. 受注者は，本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 113 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし，また，当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4. 受注者は，当該業務に関して発注者から貸与された情報，その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5. 取り扱う情報は，当該業務のみに使用し，他の目的には使用しないこと。また，発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は，当該業務完了時に，発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7. 受注者は，当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には，これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 132 条　個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は，個人情報の保護の重要性を認識し，この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう，個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号），行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号），行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及び広島県個人情報保護条例（平成 16 年 12 月 17 日条例第 53 号）等関係法令に基づき，次に示す事項等の個人情報の漏えい，滅失，改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は，この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ，又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は，この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは，あらかじめ，本人に対し，その利用目的を明示しなければならない。また，当該利用目的の達成に必要な範囲内で，適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は，発注者の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し，又は提供してはならない。

5. **複写等の禁止**

受注者は，発注者の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し，又は複製してはならない。

6. **再委託の禁止及び再委託時の措置**

受注者は，発注者の指示又は承諾があるときを除き，この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし，第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお，再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては，個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう，受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. **事案発生時における報告**

受注者は，個人情報の漏えい等の事案が発生し，又は発生するおそれがあることを知ったときは，速やかに発注者に報告し，適切な措置を講じなければならない。なお，発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また，契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

8. **資料等の返却等**

受注者は，この契約による事務を処理するために発注者から貸与され，又は受注者が収集し，若しくは作成した個人情報が記録された資料等を，この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し，又は引き渡さなければならない。

ただし，発注者が，廃棄又は消去など別の方法を指示したときは，当該指示に従うものとする。

9. **管理の確認等**

(1) 受注者は，取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて，この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について，年１回以上発注者に報告するものとする。なお，個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は，再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて，再委託先における個人情報の管理の状況について，受注者が年１回以上の定期的検査等により確認し，発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は，受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また，発注者は必要と認めるときは，受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め，又は検査することができる。

10. **管理体制の整備**

受注者は，この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め，第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. **従事者への周知**

受注者は，従事者に対し，在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないこと

など，個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 133 条　安全等の確保

1. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては，地質・土質調査業務関係者だけでなく，付近住民，通行者，通行車両等の第三者の安全確保のため，次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
   (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 2 年 3 月）を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
   (2) 受注者は，「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設大臣官房技術参事官通達昭和 62 年 3 月 30 日）を参考にして，調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
   (3) 受注者は，調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
   (4) 受注者は，業務実施中施設等の管理者の許可なくして，流水及び水陸交通の妨害，公衆の迷惑となるような行為，調査をしてはならない。

2. 受注者は，特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署，道路管理者，鉄道事業者，河川管理者，労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務の実施に当たり，事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り，指導，監督に努めなければならない。

4. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに，労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。

5. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり，災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
   (1) 受注者は，建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
   (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお，処分する場合は関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に従い，必要な措置を講じなければならない。
   (3) 受注者は，喫煙等の場所を指定し，指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
   (4) 受注者は，ガソリン，塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い，周辺の整理に努めなければならない。
   (5) 受注者は，調査現場に関係者以外の立ち入りを禁止する場合は仮囲い，ロープ等により

囲うとともに立ち入り禁止の標示をしなければならない。

6. 受注者は，爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には，関係法令を遵守するとともに，関係官公署の指導に従い，爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨，豪雪，出水，地震，落雷等の自然災害に対して，常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は，屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は，直ちに調査職員に連絡するとともに，調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し，調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

9. 受注者は，調査が完了したときには，残材，廃物，木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは調査職員の承諾を受けなければならない。

第 134 条　臨機の措置

1. 受注者は，災害防止等のため必要があると認めるときは，臨機の措置をとらなければならない。また，受注者は臨機の措置をとった場合には，その内容を調査職員に提出しなければならない。

2. 調査職員は，天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して，業務管理上重大な影響を及ぼし，又は多額な費用が必要と認められるときは，受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 135 条　履行報告

受注者は，契約約款第 15 条の規定に基づき，履行報告書を作成し，調査職員に提出しなければならない。

第 136 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は，設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は，あらかじめ調査職員と協議するものとする。

2. 受注者は，設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で，休日等又は夜間に作業を行う場合は，事前に理由を付した書面によって調査職員に提出しなければならない。

第 137 条 低入札価格調査制度

広島高速道路公社測量・コンサルタント等業務競争入札取扱要綱第 25 条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては，受注者は広島高速道路公社測量・建設コンサルタント等業務低入札価格調査制度事務取扱要綱第 10 条による低価格入札者と契約する場合の措置に応じなければならない。

第 138 条　行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は，本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり，第 113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。

2. 受注者は，次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては，関係法令を遵守するほか，本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は，発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1) 受注者は，受注者の社員，短時間特別社員，特別臨時作業員，臨時雇い，嘱託及び派遣労働者並びに取締役，相談役及び顧問，その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について，周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は，社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は，発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には，再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は，本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については，本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合，速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加，変更，作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は，電子情報を適正に管理し，かつ，責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し，第 113 条で示す業務計画書に記載するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ　本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ　電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ　電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は，本業務の実施に際し，情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

イ　情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ　セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
ハ　セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
ニ　セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
ホ　情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

1）受注者は，本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には，速やかに発注者に届け出るものとする。

2）この場合において，速やかに，事故の原因を明確にし，セキュリティ上の補完措置をとり，事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は，受注者の行政情報の管理体制等について，必要に応じ，報告を求め，検査確認を行う場合がある。

第 139 条　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は，暴力団員等による不当介入を受けた場合は，断固としてこれを拒否すること。また，不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに，捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には，速やかにその内容を発注者に報告すること。
3. 1. 及び 2. の行為を怠ったことが確認された場合は，指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は，発注者と協議しなければならない。

第 140 条 保険加入の義務

受注者は，雇用保険法，労働者災害補償保険法，健康保険法及び厚生年金保険法の規定により，雇用者等の雇用形態に応じ，雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第 141 条 新技術の活用について

受注者は，新技術情報提供システム（「NETIS」）等を利用することにより，活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は，調査職員に報告するものとする。

第 2 節　総則（2）

第 142 条　用語の定義

「照査技術者」とは，成果物の内容について技術上の照査を行う者で，契約約款第 11 条第 1 項の規定に基づき，受注者が定めた者をいう。

第 143 条　業務工程表

受注者は，契約約款第 3 条に規定する業務工程表を作成し，発注者が必要と認めるときは，調査職員を経由して発注者に提出しなければならない。

第 144 条　管理技術者

1. 管理技術者に委任できる権限は契約約款第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし，受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り，管理技術者は受注者の一切の権限（契約約款第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

2. 管理技術者は，調査職員が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上，相互に協力し，業務を実施しなければならない。

3. 管理技術者は，照査結果の確認を行わなければならない。

第 145 条　担当技術者

担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 146 条 提出書類

受注者は、第 111 条提出書類に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については次のとおり対応する。

⑴　受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、テクリス上で「メール送信による提出」を選択する。

⑵　受注者は、⑴によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について、調査職員から確認を受ける。

⑶　「登録内容確認書」については、テクリスから調査職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要がないものとする。

第 147 条　成果物の提出

1. **一般**

⑴ 成果物の提出には管理技術者が立ち会うこととする。

⑵ 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品を電子データ登録サーバへオンラインにより提出しなければならない。

2. **地盤情報の取扱いについて**

⑴ 第 118 条による「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」とは、一般財団法人国土地盤情報センターをいい、「発注者が指定する地盤情報データベース」とは、国土地盤情報データベースをいう。

⑵ 受注者は、地盤情報を一般財団法人国土地盤情報センターの検定を受けた上で、国土地盤情報データベースに登録しなければならない。

⑶ 受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、事前協議における発注者の指示に従って、検定の申込を行うこととする。

⑷ 検定に要する費用は、直接経費に国土地盤情報データベース検定費として 1 本当たり 2,000 円を見込んでいる。ただし、管理技術者が国土地盤情報センターで定める技術士等の資格又は、ボーリング責任者が地質調査技士の資格を持っていなければ設計変更の対象とする。

⑸ 受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、「電子納品運用ガイドライン【業務】（広島県・令和 2 年 8 月）」規定されている格納フォルダ BORING/OTHRS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

第 148 条 履行報告

第 135 条による履行報告書は，毎月 7 日までに調査職員に提出しなければならない。

第 149 条　業務成績評定

「広島高速道路公社委託業務等成績評定要領」に基づき，契約金額が 500 万円を超える場合は，成績評定を実施する。

第 150 条 情報共有システム

1. **対象業務**

特記仕様書において「情報共有システム対象業務」と規定する業務は，受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより，業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。

運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づき実施すること。

なお，ガイドラインにある工事に関する規程等は業務委託に関する規程等に読み替える。

2. **本業務で使用する情報共有システム**

広島県工事中情報共有システム
https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html

3. **利用料の支払い**

調査職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は受注者が行い，利用料を支払うものとする。

4. **アンケート等への協力**

受注者は，調査職員及びサービス提供者から技術上の問題点の把握，利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合，協力しなければならない。

第 151 条　総合評価落札方式

1. 評価内容の担保等

(1) 技術資料の履行確認

広島高速道路公社会計規定第 76 条第 2 項の規定に基づき，価格その他の条件が広島高速道路公社にとって最も有利なものをもって申込みをした者として契約した場合において，入札時に提出した技術資料（以下「技術資料」という。）の内容を，発注者からの指示がない限り受注者は全て履行し，確認できる資料を業務の完了までに調査職員へ提出しなければならない。

(2) 技術資料の不履行

受注者の責により技術資料の内容が満足できなかった場合，理事長は，契約約款に基づき修補の請求，又は補修に代え若しくは補修とともに損害賠償の請求を行う事ができる。

(3) 業務成績評定

受注者の責により技術資料の内容が満足できなかった場合，評価項目ごとに 5 点減じる。

2. 担当技術者

受注者は技術資料に記載した主となる担当技術者 1 名について，技術資料により提出した技術者の資格を記載し，調査職員へ提出すること。

第 152 条　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 委託契約を締結した営業所等に，極力，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 14 条第 1 項に規定される不当要求による被害を防止するために必要な責任者を配置するとともに，同条第 2 項に規定される講習（以下「講習」という。）を受講し，その修了書の写しを速やかに提出すること。（既に講習を受講している場合は，直近の受講修了書の写しを速やかに提出すること。）

2. 暴力団等から不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は，その旨を直ちに発注者に報告し，所轄の警察署に届け出ること。

3. 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。

4. 排除対策を講じたにもかかわらず，履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する協議を行うこと。

5. 発注者と工程に関する協議を行った結果，履行期間に遅れが生じると認められた場合は，契約約款第 22 条の規定により，発注者に履行期間延長の請求を行うこと。

6. 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は，その旨を直ちに報告し，被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。

7. 当該被害により，履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は，発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果，履行期間に遅れが生じると認められた場合は，契約約款第 22 条の規定により，発注者に履行期間延長の請求を行うこと。この請求には被害届受理証明書を添付すること。

第 153 条 新技術の活用について

受注者は，広島県長寿命化技術活用制度を利用することにより，活用することが有用と思われる登録技術が明らかになった場合は，調査職員に報告するものとする。